

意見書案第 2 号

令和 6 年 1 0 月 1 日提出

提出者 松山市議会議員 大 塚 啓 史
岡 雄 也
田 中 エリナ
門 田 寛 子
河 本 英 樹
矢 野 尚 良
大 木 健太郎
白 石 勇 二
長 野 昌 子
吉 富 健 一
若 江 進
寺 井 克 之

令和 6 年 1 0 月 1 日 原案可決

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続を
求める意見書について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続を求め
る意見書を次のとおり提出する。

記

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続を
求める意見書

独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福
祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善により、職員の身分の安定を図り、も
って社会福祉事業の振興に寄与することを目的とした制度である。

本制度における退職手当金支給財源の負担割合は、3 分の 2 が公費助成、3 分の 1 が社

会福祉法人とされており、この公費助成は、平成１８年に高齢者関係の施設・事業について、平成２８年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について廃止された一方、保育所等については、令和２年度の国の社会保障審議会福祉部会において、公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等も踏まえて、さらに検討を加え、令和６年度までに改めて結論を得ることとするとされたところである。

現在、国において、次元の異なる少子化対策の実現に向け、「こども・子育て支援加速化プラン」の取組として、保育人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に提供できる体制の構築を進めているところである。こうした中、保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定した経営の下、保育士の処遇改善の効果を損なうことなく、求められる保育を提供できるような公費助成を継続していく必要がある。

よって、本市議会は、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続を強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策）